

大和市立北大和小学校いじめ防止基本方針

令和7年7月改正

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、子どもの心や体を深く傷つける重大な人権の侵害行為です。すべての子どもたちが安心して学校生活を送り、共に学びあう環境を社会全体で作っていくことが求められています。学校、家庭、地域社会にあっては、子どもたちの絆づくりや居場所づくりに努めるとともに、いじめの未然防止と早期発見・早期解消に取り組まなくてはなりません。

北大和小学校では、「どんな理由があってもいじめはいけない。いじめは許さない。」との意識を、学校教育全体を通じて、子ども一人ひとりに示します。また、情報モラル教育の充実に努めるとともに、小中学校の連携を深め、継続的な指導と個に応じた支援の充実に努めます。いじめ防止のためには、全ての子どもが安心して充実した学校生活を送ることが大切です。そのために、全ての子どもが参加できる「主体的な学習」の工夫に努めます。また、日頃から子どもが発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めるとともに、アンケート調査や個別面談等を通して、子どもの悩みや保護者の不安を積極的に受け止められるよう、日頃から信頼関係の構築に努めます。

さらに、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員だけで抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである」ことを十分に認識して、教職員だけでなく、すべての関係者が連携して未然防止と解消に当たることが肝要です。

(2) いじめの定義

児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要であり、けんかやふざけ合いであっても子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

(3) いじめの禁止

本校児童は、いじめを行ってはけません。

(4) 学校及び職員の責務

いじめの理解を促進し、いじめが行われず、すべての児童・生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には適切かつ迅速にこれに対処し、いじめの解消、再発防止に努めます。その際、いじめ「解消」の定義を次のとおり認識し、解消までの継続的な支援を徹底します。

- ・いじめに係る行為の解消
- ・いじめを受けた子どもが心身の苦痛を受けていないこと

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・お互いに相手の良さを認め、思いやる心を育む道德教育を推進します。
- ・家庭への情報提供に努めるなど家庭との連絡を密に取り、教職員と児童・保護者との信頼関係を構築します。
- ・教職員一人ひとりの資質向上を目指して、いじめ対策の研修会を実施します。
- ・学区内にある商店等の地域教材の設定や外部講師による授業設定等を通して地域住民その他の関係者との連

携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。

- ・ペア学習やグループ学習を積極的に取り入れたコミュニケーション力の育成に努めます。
- ・「マイフレンドタイム」や「北小まつり」等、児童が主体となり交流する行事を実施します。
- ・いじめに関するアンケート調査を実施します。

「北大和小アンケート」2回・「よりよい学校生活のためのアンケート」1回

- ・子どもサポートドックを活用し、スクリーニング会議を実施します。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童や保護者に対する定期的調査を次のとおり実施します。

①学校生活に関するアンケート調査の実施 年3回 (6月、10月、2月)

②個別面談や教育相談を通じた聴き取り調査

個別面談・・・6月・12月

教育相談・・・適宜

- ・教職員は児童のささいな変化に気づくような日頃からの観察・見守りを行います。
- ・教職員は児童の実態把握に努め、毎月1回の情報交換会(職員会議等)での情報共有を図り組織的に状況改善に努めます。
- ・養護教諭による保健室での観察・見守りを行い情報の提供と共有を行います。
- ・児童からの相談がしやすい環境づくりに努めるとともに、5・6年対象の匿名報告相談アプリ「スタンドバイ」の有効活用を進めます。
- ・保護者や地域から情報が得やすい環境作りに努めます。また、積極的にPTAや学校評議員、地域家庭教育活性化会議等を通じて情報提供の協力依頼・情報の収集を行います。地域とともに外部相談機関とも連携を図ります。
- ・相談、報告により認知した事案は、速やかに「中核教諭」に報告し、早期よりチームで判断ができるようにしていきます。
- ・週に一回開催する「いじめ対策委員会」は「児童支援会議」を兼ねており、いじめへの対応が、情報共有のもと組織的に一貫したものとなるようにするとともに、児童指導・支援の全体的な状況の確認をします。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を「児童支援部会」が年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取組

- ・いじめの行為を見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐに行いをやめさせます。
- ・いじめに係る相談、報告を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行います。その際に当該児童の聞き取りとともに、周辺にいた児童への聞き取りを行い、客観的な事実確認ができるように努めます。
- ・いじめの事実が認知された場合は指導を行い、その後のいじめをやめさせます。
- ・再発を防止するために、いじめを受けた児童の支援と保護者に対する説明を行い、いじめを行った児童への指導と、その保護者への説明を遅滞なく継続的に行います。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。はやしたてたり、同調していたりする児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための連絡先の確認や参加者を限定した保護者説明会の開催などの必要な措置を講じます。
- ・いじめの内容によっては、大和市教育委員会及び警察等と連携して対処します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、インターネットを通じて発信される情報の特性をふまえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるよう情報

モラル研修会等必要な啓発活動を行います。ネット被害には必要に応じて警察担当と連携し対応を進めます。

(5) 児童・生徒の状況に応じた支援・指導の徹底

特に個別的配慮が必要な児童(※)について、当該児童への適切な支援や保護者との連携、周囲の児童への指導の重要性を認識し配慮しながら取り組みます。※発達障害を含む、配慮を要する児童、外国につながる児童、性同一性障害に係る児童や「性的マイノリティ」とされる児童を含む。

(6) いじめ防止の取組についての評価

いじめ防止の取組を学校の評価に位置付け、目標の達成状況を評価します。

3 いじめ防止、早期発見、いじめへの対処に関する「組織」の設置

日常的に担任と学年による初期対応に中核教諭への報告と連携を加え、早期よりチームで判断ができるようにしていきます。

(1) 「いじめ対策委員会」

- ・学校のいじめ対策の中心的な組織であり、「いじめ対策」について情報共有と方針の確認を行う。
- ・児童支援の状況把握と対策を検討する「児童支援会議」と合わせて週に1回開催する。
- ・学校の全体的な対応が必要な場合には緊急に開催し組織的な対応を行う。
- ・いじめ事案は大和市教育委員会へ報告をする。

参加者： 校長 教頭 児童支援中核教諭 養護教諭 教育相談コーディネーター
担任 ※状況に応じて参加 SC ※派遣勤務で定例会出席

(2) 「児童支援部会」

- ・学校の分掌組織である。「児童支援」「いじめ対策」に関する各学年の情報共有や意見交換、研修の立案と運営などを行い月に1回程度開催。

参加者： 中核教諭 各学年部員 養護教諭

(3) 第三者委員を含む「いじめ対策委員会」

- ・いじめ重大事態における学校主体の調査・検討が必要な場合に開催される。
- ・第三者委員については、必要に応じて大和市教育委員会が指導助言や人的配置も含めた支援を行う。
- ・重大事態についての対処や組織については以下の通りとする。

4 重大事態への対処に関する組織の設置

いじめにより児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、大和市教育委員会を通じて市長に報告し、大和市教育委員会と協議の上、大和市教育委員会が主体となり開催する「いじめ問題対策調査会」もしくは学校が主体で開催する「いじめ対策委員会」を立ち上げ、大和市教育委員会が示す「大和市いじめ防止基本方針」に従って適切に調査検討に着手します。

(1) 学校が主体の調査組織 第三者委員を含む「いじめ対策委員会」の構成員について

- ・いじめ重大事態における学校が主体の調査・検討が必要な場合に開催される
- ・第三者委員については、必要に応じて大和市教育委員会が指導助言や人的配置も含めた支援を行う。

参加者： 校長 教頭 児童支援中核教諭 養護教諭 担任
第三者委員（学識経験者、弁護士など） 大和市教育委員会指導主事

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査と改善案の検討
- ・調査によって明らかになった事実関係と改善点について大和市教育委員会へ調査結果の報告を行う。
- ・いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、適時に説明を行う。

令和7年度大和市立北大和小学校いじめ対応フローチャート

